

清須市生涯学習推進計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における生涯学習の推進のための基本方針及び推進計画を策定し、並びに生涯学習に係る施策を総合的に推進するため、清須市生涯学習推進計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 生涯学習推進のための基本方針及び推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る施策の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する生涯学習推進計画の策定を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の招集の特例)

第11条 委員が選任された日以後最初に開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日教育委員会告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。